

所得段階ごとの保険料額表

平成24年度から26年度までの保険料

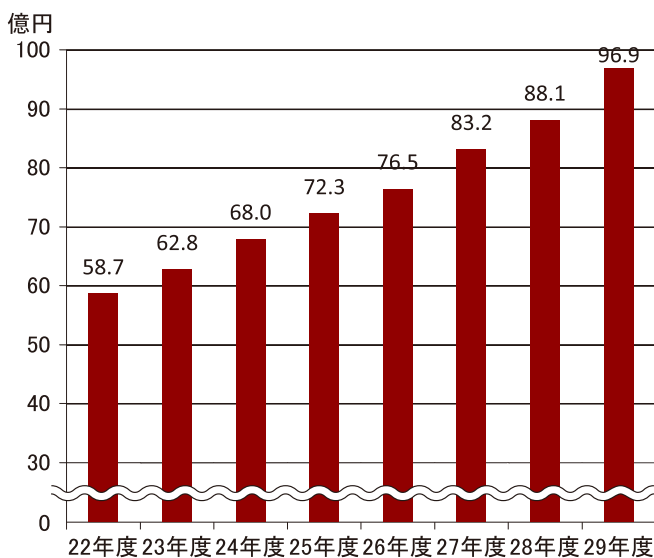
平成27年度から29年度までの保険料

| 基準額月額：4,396円 | | | |
|--------------|---|----------|---------|
| 段階 | 対象となる方 | 割合 | 年額 |
| 1 | ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 | 基準額×0.5 | 26,300円 |
| 2 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.5 | 26,300円 |
| 特例3 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.65 | 34,200円 |
| 3 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 基準額×0.70 | 36,900円 |
| 特例4 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.83 | 43,700円 |
| 4 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 基準額×1.00 | 52,700円 |
| 5 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.10 | 58,000円 |
| 6 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 65,900円 |
| 7 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.50 | 79,100円 |
| 8 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 基準額×1.78 | 93,800円 |
| 9 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方 | 基準額×1.85 | 97,500円 |

| 基準額月額：4,673円 | | | |
|--------------|---|----------|----------|
| 段階 | 対象となる方 | 割合 | 年額 |
| 1 | ・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.45 | 25,200円 |
| 2 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 | 基準額×0.65 | 36,400円 |
| 3 | 世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 基準額×0.70 | 39,200円 |
| 4 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額×0.83 | 46,500円 |
| 5 | 世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 基準額×1.00 | 56,000円 |
| 6 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方 | 基準額×1.10 | 61,600円 |
| 7 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方 | 基準額×1.25 | 70,000円 |
| 8 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方 | 基準額×1.50 | 84,100円 |
| 9 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方 | 基準額×1.78 | 99,800円 |
| 10 | 本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方 | 基準額×1.85 | 103,700円 |

※年額は、基準額月額に段階ごとの割合と12か月を乗じ、100円未満の端数を切り捨てた額です。
 ※平成27年度から29年度までの第1段階の割合および年額は、公費を投入し軽減した後のものです。

【図3】久喜市の介護保険給付費の推移



※平成26年度以降は推計値です。

保険料が増額となる理由

- ① 保険給付費等に対する負担割合の引き上げ
介護保険法の改正により、65歳以上の方の保険料の負担割合が、これまでの21%から22%に引き上げられました。
- ② 保険給付費の増加【図3】
高齢化の急激な進行と、これに伴う要介護認定率やサービス受給率の増加、法令の改正による地域区分の人員費加算部分の変更（3%から6%への変更）などにより、給付費の増加が見込まれています。

また、事業計画で見込んでいた新たな介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備も、給付費の増加につながります。
 介護報酬の減額改定（平均で2・27%の減額）などにより、給付費が減少する要因もありますが、全体としては給付費が増加する見込みとなっております。
 保険料は、給付費等の費用見込額のうち、保険料負担分を賄うよう設定する必要があるので、給付費の増加に伴い、保険料の負担も増えることとなります。